

第20回熊本県本人確認情報保護審議会 議事録

- 1 日時 令和4年12月20日(火) 午前10時から午前11時45分まで
- 2 場所 熊本県庁 行政棟本館5階 審議会室
- 3 出席者 <審議会委員>
中嶋会長 谷口委員 徳村委員 原島委員 深水委員
<事務局>
坂野市町村課長 竹田課長補佐 藤田課長補佐 坂上参事 尾崎主任主事
村上主事 河崎主事

4 議題等

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの概要について

(2) 報告事項

- ① 本人確認情報保護対策について
ア) 県の本人確認情報保護の取組み
イ) 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援
- ② 熊本県住民基本台帳法施行条例改正案について
- ③ その他
ア) 転出・転入手続きのワンストップ化について
イ) マイナンバーカード交付率について

5 主な審議内容

- (事務局) 第20回熊本県本人確認情報保護審議会を開催する。
委員総数7名中5名が出席。出席者が過半数に達していることから、熊本県住民基本台帳法施行条例第11条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告する。
- (事務局) 本日は、任期満了に伴う委員の改選後、初めての会議である。始めに、会長の選出をお願いする。
当審議会の会長は、熊本県住民基本台帳法施行条例第10条第2項の規定により、「委員の互選により定める」とされている。
会長の選出について、推薦等はないか。
(委員から中嶋委員を推薦する発言があり、各委員から賛同の意見があった。)
- (事務局) 皆様に賛同いただいたので、中嶋委員に会長をお願いする。
- (中嶋会長) よろしく申し上げます。引き続き、会長職務代理者を選出する。
会長職務代理者は、熊本県住民基本台帳法施行条例第10条第4項の規定により、会長が指名するとされており、原島委員に申し上げます。

(1) 住基ネットの概要について

(中嶋会長) 本日の会議では、住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況のほか、県及び市町村における本人確認情報の保護対策、デジタル時代における住民基本台帳制度に関する報告が予定されている。

まず、住民基本台帳ネットワークシステムの概要について、事務局から説明をお願いする。

(事務局説明)

●「住基ネットの概要」に係る意見交換

(原島委員) 個人番号は住民基本台帳ネットワーク内部の管理番号である住民票コードを不可逆的に変換して得られる番号とのことだが、不可逆的にとは具体的にどのような方法か。

(事務局) 住民票コードを基に既存の個人番号と重複しないようランダムに生成されるもので、住民票コードを復元することのできる規則性は備えていない。

なお、具体的な生成方法は公表されていない。

(中嶋会長) 住基ネットを活用した本人確認情報の利用には、住民基本台帳法等に定められた事務を行う行政機関が、本人確認情報の取得のため、住基ネットから提供を受け利用する場合と、個人番号法に定められた個人番号利用事務を行う行政機関が、住民から提示された個人番号の真正性を確認するため、住基ネットから提供を受け利用する場合の2通りということだが、具体的な事務に即して説明をお願いする。

(事務局) 1点目の行政機関が住基ネットから提供を受けて利用する場合は、例えば旅券事務において、市町村の窓口でパスポート申請があった際に、申請者の情報が住民基本台帳の情報と一致しているかを確認するというもの。

2点目の個人番号法に定められた個人番号利用事務を行う行政機関が利用する場合は、例えば国が行っている年金事務において、マイナンバーとの連携により年金受給者を特定するというもの。

(2) 報告事項

① 本人確認情報保護対策について

ア) 県の本人確認情報保護の取り組み

イ) 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援

② 熊本県住民基本台帳法施行条例改正案について

③ その他

ア) 転出・転入手続きのワンストップ化について

イ) マイナンバーカード交付率について

(中嶋会長) 報告事項の本人確認情報保護対策について、事務局から報告いただいた後、御意見等をお願いする。

(事務局説明)

●報告事項「本人確認情報保護対策について」に係る意見交換

(谷口委員) 内部監査を実施した10所属のうち適正は2所属である。研修を重ねているということだが、適正化に向けた今後の対応等は如何か。

(事務局) 毎年度、人事異動により担当者が変わる所属もあるため、前年度の内部監査で指摘した点について、年度当初の研修会で利用者全体への説明を徹底している。引き続き、適切な住基ネットの使用について周知徹底する。

(原島委員) 内部監査結果の是正事項に、住基ネットに関するドキュメント類が施錠管理されていないとあるが、このドキュメントは紙か。また、住基ネットに関するとは、本人確認情報が記載されていたということか。

(事務局) ドキュメント類には紙媒体のものも含まれる。例えば一括提供の処理をする場合に使用するディスクや住基に関する研修会の資料、実際に住基端末から出力した紙媒体も含めてドキュメント類となる。

したがって、紙媒体には住基端末から出力した本人確認情報が記載されているものも含まれる。

(原島委員) 外部監査結果の指摘事項に、執務室内の申請書等の機密情報が記載された紙媒体とあるが、こちらについても本人確認情報が記載されていたということか。

(事務局) お見込みのとおり。

(原島委員) 本日配布された資料からは、紙媒体やCD、DVD等の媒体で本人確認情報が保管されていることが読み取れない。それらの媒体も含め、本審議会や内部監査、外部監査で管理がチェックされているという理解でよいか。

1度紙媒体になれば、それは住基ネットの管理から離れて、1つの個人情報として管理を図るものと思っていたが、本人確認情報が記載されているもので、そのソースが住基ネットであれば、本人確認情報の保護の一環として情報管理が図られているという理解でよいか。

(事務局) 住基ネットを使って個々の所属が様々な事務を行っており、本人確認情報を含むデータを様々な媒体で出力している。住基ネットにおける本人確認情報の管理というのは、住基ネットそのものというより、その事務の中で出力されるた情報をいかに適正にフォローしていくかである。住基システム自体はJ-LISで適正な管理

の仕組みが構築されており、システムから出力される際の厳格な管理について、各所属に伝えていく必要がある。

- (中嶋会長) 他県の事例も含め、不適切な運用がなされている例を教えてください。
例えば、新たな問題が生じたときに、本人確認情報保護の取組を新たな問題に即した形で見直す必要があると思う。不適切な取扱いがなされた例はどのようなものがあり、今後、何らかの見直す機会、或いは国や関係機関から見直す通知などが発出されるのかということについて教えてください。
- (事務局) 不適切な事例としては、東京の区役所において、外部から依頼を受けて住基端末を不正に利用して個人情報を収集したとして、職員が逮捕された。
この不適切な事例への対策としては、適正な利用に向けた検証や対応策の検討を行い、内部監査など体制をしっかりと構築し、外部の目も入れた形でセキュリティの向上を図ることになる。毎年度、総務省やJ-LISの監査があるので、問題点を検証しつつ、今後の対策として、更にセキュリティを向上させ、加えて職員の意識向上を図ることが考えられる。
- (中嶋会長) 総務省、J-LIS等の担当機関が毎年検証して、そのフィードバックに即して各県で見直しが進められるという認識でよいか。
- (事務局) お見込みのとおり。
- (徳村委員) 本人確認情報を取り扱う特定の職員だけではなく、組織全体として仕組みの理解や適正に取扱わなければならないという意識がなければ、本人確認情報の保護が徹底されないのではないかと考えるが、研修の内容やその対象者について教えてください。
- (事務局) 研修は、毎年度当初に本人確認情報を利用する所属の主に新規利用者を対象とした庁内研修を実施している。加えて、以前から継続利用している職員についても、庁内研修を踏まえた課内研修を実施するよう要綱に定めており、利用する全職員が毎年度、復習も含めて研修を受ける仕組みである。
なお、市町村課の端末において両手の生体の登録を行い、生体認証により特定の職員しか住基端末を使用できないようになっている。
- (徳村委員) 特定の職員だけが使用できるシステムであり、使用に当たっては、生体認証を行う。そのことは、利用しない職員にも周知されていて、本人確認情報は厳格に取扱う必要があるという認識が庁内全体で徹底されているということによいか。
- (事務局) 行政の現場では税や福祉といった業務において個人情報を扱っている。例えば福祉関係の申請書の中には、申請者の住所、名前、生年月日といった基本的な個人情報が含まれており、これは住基ネットの本人確認情報とは別に各所属で管理してい

る。この場合、申請書に記載された住所が正しいかを確認するために住基ネットを使うことになる。個人情報に記載された申請書が机の上に置いてあれば適切に管理しなくてはならないということになるが、これは、本人確認情報そのものではなく、そもそも個人情報の取扱いをどうするべきかということになる。

個人情報の取扱いは慎重に行うよう県庁全体で進めている。

本人確認情報については、業務に関係なく個人の住所を住基システムで確認するといった使用は絶対に認められないことから、住基システムで本人確認情報を取扱える職員は、IDの登録やアクセス権を担当事務に制限するなどシステム面での管理を行っている。

個人情報の取扱いの厳格化、住基利用の厳格化の両面で行っている。

(中嶋会長) 人に着目するのか、人がそのように行動しないように人間工学的に管理していくのかというのは、なかなか難しく、両方が必要である。

行政の現場の実情という話もあったが、市町村の現状について、深水委員よりご意見などをいただきたい。

(深水委員) 私の所属する市民課は住基ネットを使用して住民票を作成する部署である。住基端末を使用するルールは厳格で、必ず限られた者しか使用できず、生体認証の登録がなければ課長であっても使用できない。このように、職員ごとにできることできないことを厳格に区別している。

また、市役所には市民など外部の方も出入りするので、執務室内には外部の方を入れないよう全ての課で徹底しており、部外者が住基端末を見ることはできないようになっている。

(中嶋会長) 資料8ページに「住基ネット端末にワイヤーロックを実施する」とあるが、具体的にはどのような方法か。

(事務局) 専用端末であるノートパソコンが盗難されたという事案が他自治体で発生したことから、簡単に持ち運びできないようにワイヤーロックにより物理的に施錠しているもの。

(原島委員) 住基ネット端末には本人確認情報が蓄積されているのか。
端末が盗難された場合、そこから本人確認情報が引き出せるのか。

(事務局) 専用のネットワークに繋がっていなければ、端末のみでは本人確認情報を引き出すことはできない。

(中嶋会長) 住基ネットは独立したネットワークだと思うが、例えばクラウドタイプの情報管理ツールのようにネットワークの情報の一部がパソコン上に保存される場合もある。住基ネット端末はそういうものではなく、ネットワーク上のサイトのようなところにアクセスして情報を得るといような、いわゆる専用のネットワークにアク

セスするだけの端末ということによいか。

(事務局) お見込みのとおり、ネットワーク上にある情報提供メニューに対して端末からアクセスしている。

(中嶋会長) 報告事項の熊本県住民基本台帳法施行条例改正案について、事務局から報告をお願いする。

(事務局説明)

(中嶋会長) 引き続き、報告事項のその他について、事務局から報告をお願いする。

(事務局説明)

●報告事項「熊本県住民基本台帳法施行条例改正案について」、「その他」に係る意見交換

(徳村委員) 特定商取引法について法に抵触している業者らについて、情報収集先が事業者だけだったのが、取引業者等に拡大され対象が増えることに伴い、熊本県住民基本台帳法施行条例に係る所定の規定を整理するという理解によいか。

(事務局) お見込みのとおり。事業者の概念が拡大されたもの。

(中嶋会長) マイナポータルの仕組みについて、住基ネットとの関わりを教えてほしい。

(事務局) マイナポータルはマイナンバーの手続きを行うための入口として整備されたもので、直接的に住基ネットと連携していない。

(中嶋会長) 情報管理について、情報を防御的に取り扱う「守り」とDXのように情報を積極的に使うという「攻め」の両面があると思う。県では、守りの場面において詳しい人材を自前で確保しているのか。或いは今後、確保していく予定があるのか。また、攻めの場面では統計やプログラミングといった専門知識が不可欠になってくるが、そういった専門の人材を採用していく、要請していくことがあり得るのか。

(事務局) 現在、社会全体でデジタル化を進めており、県でもデジタル化専門の部局を作り、社会全体のデジタル化と行政分野におけるデジタル化の両方を進めている。行政のデジタル化においては、人材をいかに確保するかが一番の課題となっており、例えば市町村が行政のデジタル化で様々な手続きをオンライン化する取組みを進めているが、なかなかデジタル人材がおらず、取組みが遅れるのではないかと心配が出てきている。そのように行政だけで人材を確保することは難しいことから民間の専門人材や企業等で経験を積まれた方などをいかに活用していくかということになる。公務員として採用して専門家として養成するのではなく、民間の力をできる

だけ活用していくというのが現状である。

(中嶋会長) プログラミングや数理工学等の人材を既存の制度で採用できるのか。採用できない場合、新たにIT専門官のような職を作り、採用するのか。

(事務局) 県も市町村も一般的な採用の形態としては、土木や建築といった専門職と事務職等の一般職を広く採用している。特定の分野に限定した採用の形態もあり得るので、それぞれの団体の判断となる。ただし、自治体の中でデジタル分野を扱う所属が限定されている。そのようなことから、どちらかということ民間の力を活用していくというのが他の団体でも多いのではないか。

(谷口委員) 転出転入手続きのワンストップ化について、県民の皆さんに対する制度周知、説明は今後されるのか。

(事務局) マイナンバーカードの利活用の1つであり、総務省においても、今後、制度の周知を行っていくと思われる。また、施行の時期が住民異動が多い時期と重なることから関連する手続きの周知と併せて、制度の周知が行われていくと考えている。

(原島委員) 会議の冒頭、中嶋会長が本人確認情報の提供イメージについて質問され、事務局から回答いただいたが、別紙1、2にあるようにそれぞれの法律に基づき説明いただいたような流れで情報が提供されているのだと確認したところ。例えば、別紙2には公害健康被害補償法による指定疾病の認定に関する事務があるが、これは県庁に水俣病の認定の申請があった場合、その方を特定するために、以前であれば住民票の提出を求めていたが、住んでいる市町村にある本人確認情報を住基ネットを介して入手することができるといったイメージであると思う。同様に司法試験の事務なども申し込んだ人物が本当に居住しているのかというふうに最初の段階で人物が特定され、この人の情報が欲しいという形で住基ネットへのアクセスがある。その過程を規律しているのが、我々がチェックをしている本人確認情報の保護のための手続きである。もし、最初の段階で人物が特定されていない場合はどのようになっているのかということに関心を持っている。例えば統計情報が欲しい場合、国の省庁から市町村に対して住基によってこの地域に何歳くらいの人がどれくらい住んでいるかといった照会があった場合、それを統計情報として提供することは、我々がチェックしている手続きの外であり得ると思う。これは、最初の段階で誰の情報が必要であると特定しているわけではなく、提供する情報の内容も、人数など本人確認情報を提供していない場合であり、理解できる。ただ、以前、審議会でも話題にしたが、市町村が自衛隊に対して本人確認情報を提供している。特に本県の市町村は非常に高い率で提供している。これは最初の段階では、誰の情報が必要であると特定されておらず、この地域に住んでいる18歳の人物の氏名と住所を提供するよう要請があった時に市町村がどのように対応しているかということ。これは我々がチェックしている住基システムにおいては、出てこない。そもそも想定されている情報提供の仕方ではない。この場で自衛隊に対する情報提供が良いか悪いか

を議論するつもりはないが、我々がチェックしている住基システムの外で本人確認情報が市町村から国の機関に提供されているということが、自衛隊の例以外にもあるのか。そういう情報が全く出てこないのは如何なものか。最初から人物が特定されない形での請求に対する本人確認情報の提供事例を教えてください。

(事務局) 国から市町村への本人確認情報の提供依頼の実態が分からなければ、本人確認情報の利用に係る全体の考え方が整理できないのではというご意見はごもっともである。市町村が住基ネットで運用している本人確認情報を県で利用する場合に条例で定める必要があるが、本審議会では、その条例案に対するご意見をいただくなど、情報をどう県の事務で使用するかという議論が中心になる。県としても問題意識はあるが、国における本人確認情報の利用の実態に係る情報を持ち合わせていない。

(原島委員) 私の問題意識は、最初の段階で人物が特定されている請求に対しては厳密にチェックをしているのに、自衛隊への名簿提供に関しては人物の特定がされないまま大量の若者の名前と住所といった本人確認情報が市町村から提供されているということ。県の関知するところではないという捉え方もできるかもしれないが、県は市町村が本人確認情報を適正に扱うことについて助言していく立場であり、市町村としても国からそのような請求があった場合、県を頼りにするのではないか。また、自衛隊への名簿提供については、国に協力するようという趣旨の通知が県から市町村に出ている。以前、審議会でも大いに問題視をしたが、県の対応が矛盾しているのではないかという問題意識を持っているため、委員の皆様と共有したく、話をさせていただいた。

(中嶋会長) 非常に重要な問題提起と認識。委員で問題共有した上で、今後しっかりと議論をして、新たな対象として調査すべきことがあれば、建議することもあり得るかもしれない。引き続き議論を深めていければと思う。
本日の審議会はこれで終了する。

(以上)